

平成30年度離島観光活性化促進事業（八重山）
離島観光協会主導プロモーション「SNSプロモーション」事業
委託業務仕様書

1.事業名

平成30年度離島観光活性化促進事業（八重山）／離島観光協会主導プロモーション
「SNSプロモーション」事業

2.事業概要

八重山ビジターズビューロー（以下、YVB）が管理運営する、ミス八重山公式SNS（フェイスブック・インスタグラム）での八重山諸島*1の露出を図り、新規旅行者の開拓並びにリピーターの旅行需要喚起を狙う。個人旅行の促進を強化し、各島の魅力を再発見できるようなプロモーションを展開する。

また、インバウンド需要を取り込むことを目的に、業務に付随する翻訳（英語）を行うことで、外国人向けの情報発信を強化していく。

*1八重山諸島とは石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島、波照間島、加屋真島、与那国島の地域を指す。

3.活用SNSページ

フェイスブック「八重山観光親善大使 ミス八重山」

<https://www.facebook.com/missyaeyama>

インスタグラム「八重山観光親善大使 ミス八重山」

<https://www.instagram.com/missyaeyama/>

4.委託期間

契約締結の日から平成31年2月28日（又は業務報告書完了後まで）

5.提案総額の上限

提案総額の上限は、1,300,000円（消費税込）とする。

ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

6.事業委託の範囲

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次のとおりとする。

(1) フェイスブックおよびインスタグラムを活用した情報発信業務

① 受託者は、YVBが運営する下記のSNSページを更新すること

A) フェイスブック「八重山観光親善大使 ミス八重山」

<https://www.facebook.com/missyaeyama>

B) インスタグラム「八重山観光親善大使 ミス八重山」

<https://www.instagram.com/missyaeyama/>

- ② フェイスブックおよびインスタグラムの更新は各2回/週以上とすること。
- ③ ミス八重山を活用し、八重山諸島ならではの体験メニューを含むこと。(ex. カヌー、トレッキング等) 尚、体験に係る費用は受託費に含むが、撮影に係る活動費(派遣費)についてはYVBが負担する。
- ④ 八重山諸島*1すべての島の紹介を行うこと。尚、取材に係る移動費用は受託費に含むものとする。

*1八重山諸島とは石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島、波照間島、加屋真島、与那国島の地域を指す。

- ⑤ GoProシリーズのカメラ(GoPro社)*2および付随する同社の動画編集アプリを活用し、情報発信を行うこと。

*2カメラおよびアクセサリ(共にGoPro社)は貸与する。

A) ミス八重山による発信業務(月1回以上)

B) 地域住民の方を巻き込んだ発信業務(計5回前後)

- ⑥ ミス八重山の投稿内容へのアドバイス、並びに、GoPro使用時における地域住民の方への投稿内容のアドバイスを行うこと。
- ⑦ 受託者はYVBに対し、掲載記事の年間スケジュール概要を提案時に提出すること。また、受託後は、具体的な月間スケジュールを投稿の1か月前までに提出し、YVBと協議すること。その際には、前月を含めた過去の投稿内容の振り返りを踏まえて提案、協議をすること。

(2) 日本語→英語への翻訳業務

- ① 受託者は、記事を翻訳し6.(1).①記載のフェイスブックおよびインスタグラムに掲載すること。内容によっては要約も可とし、その場合はYVBと協議をする。尚、翻訳に係る費用は受託費に含む。

(3) 業務報告書の作成

- ① 業務実施内容、事業効果及び業務の分析・報告を取りまとめること。

(4) その他

- ① 受託者は、本業務について提案がある場合は、YVBへ都度提案を行うこと。
- ② 受託者は、本業務実施に際し、何か疑問点や問題が発生した場合、直ちにYVBへ報告し、指示を仰ぐこと。
- ③ その他、実施事業にあたり必要とされる業務が発生した場合、YVBと受託者双方が協議の上、対応を決定すること。
- ④ 本事業で撮影し、使用するデータはYVBへ権利を譲渡すること。
- ⑤ ミス八重山派遣に係るスケジュール調整はYVBと調整すること。
- ⑥ ハッシュタグなどについては、YVBと協議し進めること。

7.企画提案に求める具体的内容

- (1) 6.事業委託の範囲に記載のある内容を組み込み、ミス八重山および地域住民の方を巻き込んだ、フォトジェニックのみならず八重山の日常を通して八重山諸島の魅力を伝える企画、ならびに年間投稿スケジュール概要。
※撮影および取材先に関しては、受託後、YVBと協議すること。
※民間業者の広告記事となるような内容は、基本的には不可とする。
- (2) 「いいね」数の向上及びファンの獲得にあたっての目標値
- (3) 企画実施体制図（コンソーシアムでの参加の場合は企業名を明記）
- (4) 見積書（内訳書添付）

8.参加資格

- (1) 企画コンペの参加資格は要件をすべて満たす企業又は団体とする。
 - ① SNSの運営実績があること。
 - ② 八重山諸島の観光情報に長けていること。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っていない者。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員でない者、同項第2号に規定する暴力団の利益となる活動を行っていない者。
 - ⑥ 税金を滞納していない者。
 - ⑦ YVBとの協力・連携体制を構築できる者であること。

9.失格要件

- (1) 参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 上記8.の要件を満たさなくなった場合。
 - ② 公平な審査を阻害する行為があった場合。
 - ③ 見積書の見積額(消費税及び地方消費税の額を含む。)が提案総額を超えている場合。

10.成果物

- (1) 本業務の実施内容及び効果を検証した業務完了報告(紙媒体3部及びデータ1部)。尚、完了報告は、YVBの事務所にて行うこと。

11.その他留意事項

- (1) 写真素材については、基本的にYVBからの提出はないものとする。取材を必要とする応募事業者は、撮影・取材に伴う費用に関しても提案総額に含むこと。
- (2) 応募書類の作成等に関する費用は申請者の負担とする。
- (3) 提出された書類に関しては返却しない。

12.審査方法

審査は、書類審査および企画コンペ審査会を経て、委託企業1社を選出する。

※応募各社によるプレゼンテーションの実施は無し。

13.委託業者決定

平成30年5月上旬ごろ委託業者決定・通知

※応募者全員に結果を通知する。

13.報告書の提出

平成31年2月28日までに確実に提出完了すること。

14.提出書類

(1)企画提出書 (様式1) 1部

(2)企画書 (内容は6. 及び7.を参照) 11部

(3)見積書 (社名表記/社印押印/内訳明細記載) 1部

※企画コンペに参加する企業又は団体は、所定の様式により提出期限までにYVB
へ原本を郵送又は持ち込みにて提出しなければならない。

15.提出期限

平成30年4月26日 (木) 12:00まで

16.提出先並びに問い合わせ先

一般社団法人 八重山ビジターズビューロー

〒907-0013 沖縄県石垣市浜崎町1-1-4 石垣市商工会館1階

電話: 0980-87-6252/FAX: 0980-87-5509

担当: 濱田智佳子・杉浦朱美